

事業所内保育事業(定員19人以下(小規模保育事業A型の基準が適用される事業所)) (保育認定)

地域 区分 ①	定員 区分 ②	認定 区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の 子どもの場 合 ⑦
				保育標準時間認定		保育短時間認定		
				基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥		
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	275,030	(347,590)	263,930	(336,490)	⑥×84/100
			乳児	347,590		336,490		
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	163,040	(235,600)	158,420	(230,980)	
			乳児	235,600		230,980		
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	133,570	(206,130)	130,650	(203,210)	
			乳児	206,130		203,210		

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	処遇改善等加算 I				管理者設置加算	
				保育標準時間認定		保育短時間認定		処遇改善等加算 I ⑨	
				(注) ⑧		(注) ⑧			
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 +	2,640	(3,360) × 加算率	2,530	(3,250) × 加算率	+ 86,170	+ 860 × 加算率
			乳児 +	3,360 × 加算率		3,250 × 加算率			
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 +	1,520	(2,240) × 加算率	1,480	(2,200) × 加算率	+ 35,900	+ 350 × 加算率
			乳児 +	2,240 × 加算率		2,200 × 加算率			
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 +	1,230	(1,950) × 加算率	1,200	(1,920) × 加算率	+ 22,670	+ 220 × 加算率
			乳児 +	1,950 × 加算率		1,920 × 加算率			

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分
①	②	③	④

障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算	
(注)	① 処遇改善等加算 I (注)

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 +	145,120	(72,560)	1,450	(720)	×加算率
			乳児 +	72,560		720		×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 +	145,120	(72,560)	1,450	(720)	×加算率
			乳児 +	72,560		720		×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 +	145,120	(72,560)	1,450	(720)	×加算率
			乳児 +	72,560		720		×加算率

地域 区分	定員 区分	認定 区分	年齢区分
①	②	③	④

休日保育加算	⑫ 処遇改善等 加算 I
--------	--------------------

10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児 乳児
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児 乳児

休日保育の年間延べ利用子ども数			
～ 210人	254,000	$2,540 \times \text{加算率}$	各月初日の 利用子ども数
211人～ 279人	271,700	$2,710 \times \text{加算率}$	
280人～ 349人	307,300	$3,070 \times \text{加算率}$	
350人～ 419人	342,900	$3,420 \times \text{加算率}$	
420人～ 489人	378,500	$3,780 \times \text{加算率}$	
490人～ 559人	414,100	$4,140 \times \text{加算率}$	
560人～ 629人	449,700	$4,490 \times \text{加算率}$	
630人～ 699人	485,200	$4,850 \times \text{加算率}$	
700人～ 769人	520,800	$5,200 \times \text{加算率}$	
770人～ 839人	556,400	$5,560 \times \text{加算率}$	
840人～ 909人	592,000	$5,920 \times \text{加算率}$	
910人～ 979人	627,600	$6,270 \times \text{加算率}$	
980人～ 1,049人	663,200	$6,630 \times \text{加算率}$	
1,050人～	698,700	$6,980 \times \text{加算率}$	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑰	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑱	定員を恒常的に超過する場合 ⑲
10/100 地域	5人まで	3号	1、2歳児 乳児	$\frac{((6)(7) + 8 + 13)}{12/100}$	$\frac{((6)(7) + 8 + 11 + 13)}{7/100}$	$\frac{((6) \sim (18))}{58/100}$
	6人から12人まで	3号	1、2歳児 乳児	$\frac{((6)(7) + 8 + 13)}{11/100}$	$\frac{((6)(7) + 8 + 11 + 13)}{8/100}$	$\frac{((6) \sim (18))}{82/100}$
	13人から19人まで	3号	1、2歳児 乳児	$\frac{((6)(7) + 8 + 13)}{10/100}$	$\frac{((6)(7) + 8 + 11 + 13)}{8/100}$	

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑳	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 48,860 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,110 × 人数B		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 利用定員が6人以上の場合には(算式1)を適用し、利用定員が5人以下の場合には(算式2)のA若しくはBのいずれかとする
		(算式2) A：処遇改善等加算Ⅱ－① 48,860 ÷ 各月初日の利用子ども数		
		B：処遇改善等加算Ⅱ－② 6,110 ÷ 各月初日の利用子ども数		
冷暖房費加算	㉑	1 級 地 1,740	4 級 地 1,200	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,550	そ の 他 地 域 110	
		3 級 地 1,530		
除雪費加算	㉒	6,080		※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉓	152,460 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉔	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉕	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	㉖	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整